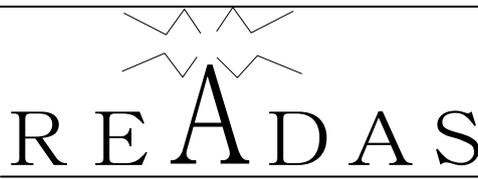


第 4600 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 10月 30日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 小規模会社の非上場株式の評価の見直し要望

**Q**：小規模会社の非上場株式の評価方法の見直し要望が出されているようですが、どのような内容なのですか？

**A**：次のような要望が出されています。

### 【解説】

経済産業省は、中小企業の事業承継の円滑化を支援する税制に非上場株式等の納税猶予制度があるが、従業員数が少数の小規模会社においては雇用の8割以上を確保する要件を充足することがより困難であることから利用を躊躇する傾向が強く、その結果、廃業を検討したり、後継者の納税資金負担などによる会社資金の流出により、本来承継されるべき小規模会社が弱体化し、その存続が危ぶまれる可能性がある。したがって、従業員数が少数の小規模会社については、この特例措置を適用して相続税の納税負担を軽減し、小規模会社の事業承継の円滑化をより一層促進する必要があるとして、平成25年度の税制改正事項として、次の要望を出しています。

小規模会社の後継者が相続等により取得した財産のうち、その相続の直前において当該小規模会社の事業の用に供されていた当該小規模会社所有の宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下「特例対象事業用宅地等」という。）を含めて評価した当該小規模会社の非上場株式等がある場合には、相続税の課税価格に算入すべきその非上場株式等の価額は、その非上場株式等の価額から、特例対象事業用宅地等の価額に80/100 を乗じて計算した金額を減じた金額とする。

